

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布による。

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

立川市職員育児休業等条例（平成4年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項本文に規定する条例で定める育児休業をすることができない職員は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) <u>立川市一般職職員定年等条例（昭和59年立川市条例第23号。以下「定年条例」という。）第4条第1項及び第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(4) <u>定年条例第8条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第6条 法第19条第1項に規定する条例で定める部分休業をすることができない職員は、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）とする。</p> <p>(部分休業をする職員の給与等の減額)</p> <p>第8条 職員（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項本文に規定する条例で定める育児休業をすることができない職員は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 立川市一般職職員定年等条例（昭和59年立川市条例第23号）<u>第3条第1項及び第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第6条 法第19条第1項に規定する条例で定める部分休業をすることができない職員は、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）とする。</p> <p>(部分休業をする職員の給与等の減額)</p> <p>第8条 職員（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額</p>

額して給与を支給する。 2 ……略……	して給与を支給する。 2 ……略……
------------------------	-----------------------

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の立川市職員育児休業等条例第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

